

広島県告示第三十七号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定によって、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成三十年一月十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

所在地	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域
広島県安芸郡府中町瀬戸ハイム二丁目、同町瀬戸ハイム三丁目、同町瀬戸ハイム四丁目、同町堂所、同町宮ノ町四丁目、同町宮ノ町五丁目、同町山田一丁目、同町山田二丁目、同町山田四丁目及び同町山田五丁目地内	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域
区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の名称
山田一丁目二（四八五五）	急傾斜地の崩壊	山田一丁目二（四八五五）
山田一丁目七（八七九一）	急傾斜地の崩壊	山田一丁目七（八七九一）
山田二丁目八（四八六二）	急傾斜地の崩壊	山田二丁目八（四八六二）
山田二丁目二二（六九二二）	急傾斜地の崩壊	山田二丁目二二（六九二二）
山田四丁目一六（六九二五）	急傾斜地の崩壊	山田四丁目一六（六九二五）
山田二丁目一七（五四二二）	急傾斜地の崩壊	山田二丁目一七（五四二二）
山田四丁目（五四四）	急傾斜地の崩壊	山田四丁目（五四四）
出雲大社裏（六三二）	急傾斜地の崩壊	出雲大社裏（六三二）
瀬戸ハイム二丁目八（四八五六一）	急傾斜地の崩壊	瀬戸ハイム二丁目八（四八五六一）
区域の表示	区域の表示	区域の表示及び法規
次の図のとおり	次の図のとおり	区域の表示及び法規（平成三十年四月十八日政令第八十四号）で定める事項

榎川支川 (六三七三)	土石流	次の図のとおり	榎川支川 (六三七三)	土石流	次の図のとおり
榎川支川 (一二五五b)	土石流	次の図のとおり	榎川支川 (一二五五b)	土石流	次の図のとおり
榎川支川 (一二五五a)	土石流	次の図のとおり	榎川支川 (一二五五a)	土石流	次の図のとおり
榎川支川 (一二五四)	土石流	次の図のとおり	榎川支川 (一二五四)	土石流	次の図のとおり
榎川支川 (一二五三)	土石流	次の図のとおり			
榎川支川 (六三七二隣)	土石流	次の図のとおり			
榎川支川 (六三七二)	土石流	次の図のとおり	榎川支川 (六三七二)	土石流	次の図のとおり
榎川支川 (二五〇)	土石流	次の図のとおり	榎川支川 (二五〇)	土石流	次の図のとおり
榎川支川 (二四九一)	土石流	次の図のとおり	榎川支川 (二四九一)	土石流	次の図のとおり
榎川支川 (二四七)	土石流	次の図のとおり	榎川支川 (二四七)	土石流	次の図のとおり
宮ノ町五丁目三(八七八)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	宮ノ町五丁目三(八七八)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
宮ノ町五丁目三(八七八)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	宮ノ町五丁目三(八七八)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
瀬戸ハイム三丁目六(六九一九)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	瀬戸ハイム三丁目六(六九一九)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
瀬戸ハイム四丁目一(四八五七)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	瀬戸ハイム四丁目一(四八五七)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

榎川支川（ 一二五六）	土石流	次の図のとおり	榎川支川（ 一二五六）	土石流	次の図のとおり
八幡川支川 （一二五七）	土石流	次の図のとおり	八幡川支川 （一二五七）	土石流	次の図のとおり

各区域について、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木建築局土砂法指定推進担当及び広島県西部建設事務所に備え置いて縦覧に供する。